

重要なお知らせ

令和元年 7 月 30 日

各 位

株式会社福岡中央銀行

「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を踏まえた預金規定改定のお知らせ

いつも福岡中央銀行をご利用いただき、誠にありがとうございます。

当行は、金融庁が公表した「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を踏まえ、令和元年 10 月から、預金等規定を改定いたします。

本改定に伴い、新規取引開始時にお取引目的やお客さまに関する情報等を従来よりも詳細に確認させていただく場合があります。また、既にお取引のあるお客さまにおいても、お取引の内容や状況等に応じ、お客さまのお取引の目的やお客さまに関する情報等を、窓口や郵便等により再度ご確認させていただく場合があります。また、確認にあたっては、各種確認等のご提示をお願いする場合があります。

なお、当行が求める確認や資料のご提示について、適切にご対応いただけない場合には、やむを得ずお取引をお断りさせていただく場合やお取引を制限させていただく場合があります。

1. 対象となる預金規定等

- ・当座勘定規定（一般用）
- ・当座勘定規定（専用約束手形口用）
- ・普通預金規定
- ・貯蓄預金規定
- ・納税準備預金規定
- ・通知預金規定
- ・総合口座規定
- ・定期預金共通規定
- ・定期積金規定
- ・積立定期預金共通規定

2. 主な改定内容 令和元年 10 月 1 日（火）から改定

（例：普通預金規定）

普通預金規定について、以下の条項を新設・追加いたします。

普通預金規定以外の規定についても、同様の改定を行います。

第 11 条（取引の制限）・・・新設

- (1) 当行は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、預金者に対し、各種確認や資料の提出等を求めることがあります。この場合において、預金者が、当該依頼に対し正当な理由なく別途定める期日までに応じていただけないときは、入金、振込、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。
- (2) 1 年以上利用のない預金口座は、入金、振込、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。
- (3) 日本国籍を保有せずに本邦に居住している預金者は、在留資格および在留期間その他の必要な事項を当行の指定する方法によって当行本支店に届出てください。この場合において、届出のあった在留期間が経過したときは、当行は、入金、振込、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。
- (4) 第 1 項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当行がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、振込、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。
- (5) 前 4 項に定めるいずれの取引等の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当行が認める場合、当行は前 4 項にもとづく取引等の制限を解除します。

第 12 条（解約等）・・・一部追加・変更（下線部分が変更箇所）

- (2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信したときに解約されたものとします。
 - ①この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座

の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合

- ②この預金の預金者が第9条第1項に違反した場合
- ③この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはおそれがあると認められる場合
- ④当行が法令で定める本人確認等の確認を行うにあたって預金者について確認した事項または前条第1項もしくは第3項の定めにもとづき預金者が回答または届出た事項について、預金者の回答または届出が虚偽であることが明らかになった場合
- ⑤この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
- ⑥前条第1項から第4項までに定める取引等の制限が1年以上に渡って解消されない場合
- ⑦上記①から⑥までの疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なしに当行からの確認の要請に応じない場合

第19条（規定の変更）・・・新設

- (1) 当行は次に掲げる場合には、規定の変更をすることにより、変更後の規定の条項について合意があったものとみなし、個別に預金者と合意をすることなく契約の内容を変更することができます。
 - ①規定の変更が、預金者の一般の利益に適合する。
 - ②規定の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、規定の変更をすることがある旨の定めの有無、及びその内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。
- (2) 当行は前項の定めにより規定の変更をするときは、その効力発生時期を定め、かつ、規定を変更する旨及び変更後の規定の内容並びに、その効力発生時期をインターネットの利用その他の適切な方法により周知します。
- (3) 第1項の定めによる規定の変更は、その効力発生時期が到来するまでに前項の定めによる周知をしなければ、その効力は生じないものとします。

以 上

本件に関するお問い合わせ先
最寄りの福岡中央銀行本支店までお問い合わせください。